

耐性結核新薬開発基金（M/XDR-TB Frontier Fund）規約 2022.7 改定

1. 総則

1.1 基金は、耐性結核新薬開発基金（英名：M/XDR-TB Frontier Fund）という。

2. 目的及び事業

2.1 本基金は、ストップ結核ジャパンアクションプラン（2021年改訂）に謳われている具体的な取組に基づき、新抗結核薬（治療用ワクチン、宿主標的治療薬、既存薬の適応拡大などを含む。以下同様。）や新結核診断およびその他の結核対策関連新技術に関する研究者や企業の（以下単に「研究者」と呼ぶ）結核高まん延国における活動を助成することによって世界の結核対策に貢献することを目的とする。

2.2 前項に定める本事業の被助成者の代表者である研究者は日本人であるか、日本の団体・組織の構成員とする。

2.3 本基金の事業は、その趣旨に賛同するすべての団体もしくは個人からの寄附を資金として実施する。

2.4 本基金の助成の対象となる事業・活動は、以下の通りとする。

- ① 結核のための入院病棟の整備、結核診断施設の整備、検査機器等の供給
- ② 治験・開発研究のための要員の研修
- ③ データ入力、解析に必要なOA機器等の整備・技術の研修
- ④ 関係者との情報共有等のための会合の開催
- ⑤ 治験の推進に必要なその他の事業
- ⑥ その他、結核対策のための新規ME機器、システムの開発普及

2.5 本基金の助成を受けて行った事業の報告には、その旨を明確に表明する。

2.6 本基金の助成による事業の実施期間は1年間を期限とし、上限額は200万円を目安とする。

3. 運営

3.1 本基金のため、STBJ事務局に特別会計を設置し、寄附を受け入れる。

3.2 本基金の適切な運用のために運営委員会を設置する。運営委員会は本基金が透明かつ公平に、同時に効果的、効率的に活用されるよう審査、評価するよう努める。

3.3 運営委員会は、被援助案件の事業終了に際して、活動内容及び経理報告を適切に審査し、計画と適合していることを監査評価する。なお、事前に事務局に相談することなく、計画を変更し経理処理を行った場合、または不適切な経理処理をしたと認めた場合、該当する援助費の返還を被援助者に求めることとする。

3.4 運営委員は、STBJ理事会が選任し、その員数は5人程度とする。運営委員が審査対象となる案件の申請者（共同申請者を含む）と利害関係（注に例示）がある場合には当該案件の審査には関与することはできない。

3.5 運営委員長は、運営委員の互選によって選任される。運営委員長は、本基金の運用に関して、STBJ事務局からの諮問に対し、審査評価、答申するものとする。運営委員長に事故あるとき又は運営委員長が欠けたときは、運営委員長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3.6 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。運営委員のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

3.7 寄附金の一部を事務局経費として配分し、運営のための支出に充てる。

以上

注：「新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進研究事業」研究開発課題評価において定められている評価者の「利害相反」の例示

- ①被評価者が家族であるとき
- ②被評価者が大学、国研等の研究機関において同一の学科等又は同一の企業に所属しているとき
- ③被評価者が過去3年度において緊密な共同研究を行った者であるとき
（例）同一の研究班・グループで緊密な連携のもとに連携して研究を実施した場合等
- ④被評価者が緊密な師弟関係にある者であるとき
（例）博士論文の指導を行った/受けた等の関係の場合
- ⑤被評価者から100万円を超える経済的利益を受けているとき
- ⑥被評価者と直接的な競合関係にあるとき
- ⑦その他、深刻な利益相反があると認められるとき